

議案第11号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、関係条例について所用の整備を行う必要があるため提案する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(南風原町行政手続条例の一部を改正する条例)

第1条 南風原町行政手続条例(平成27年南風原町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

(南風原町税条例の一部を改正する条例)

第2条 南風原町税条例(昭和47年南風原村条例第29号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(南風原町情報公開条例の一部を改正する条例)

第3条 南風原町情報公開条例(平成13年南風原町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「以下」を「以下この条、第18条第3項及び第19条において」に改め、同条第3項中「第17条及び第18条」を「第18条第1項及び第3項」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南風原町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 採決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適

用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に変更し、当該審査請求」に改める。

第20条第1項中「第17条」を「第18条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例）

第4条 南風原町個人情報保護条例（平成13年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第33条及び第34条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第33条 開示決定等、訂正決定等（第28条において準用する場合を含む。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。
（審査会への諮問）

第34条 開示決定等、訂正決定等又は開示請求、訂正請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南風原町情報公開条例（平成13年南風原町条例第17号）第20条第1項に規定する南風原町情報公開及び個人情報保護審査会

(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求をした者（以下「削除請求者」という。）及び中止請求者（開示請求者、訂正請求者、削除請求者及び中止請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第35条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)

第5条 固定資産評価審査委員会条例（昭和47年南風原村条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条・第14条」を「第15条・第16条」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第4章中第12条を第14条とする。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、行政不服審査法の規定による

提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成28年南風原町条例第
号）第2条第1号及び第2号に定める額とする。

（手数料の減免）

第11条 委員会は、経済的困難その他特別の理由があると認める者については、前
条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施
行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行
政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお
従前の例による。

（固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第5条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及
び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の
規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税
台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産
税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申
出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお
従前の例による。